

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

「忘れられた人びと」から国籍・国境を考える：
無国籍者へのまなざし

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 陳, 天璽 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5270

「忘れられた人びと」から国籍・国境を考える

— 無国籍者へのまなざし —

陳 天璽

●はじめに

無国籍者は、「見えない人びと」または「忘れられた人びと」と喻えられることがある。事実、われわれの日常生活において、無国籍の人びとが存在することを実感することは稀だ。

人はおかしなもので、所有しているもの、既存のものを当然のことと思うきらいがある。そのため、その存在自体に疑問を持つことはあまりない。さらに、それを失ったとき、もしくは、それが無いという状況に考えを及ぼせることは容易なことではない。たとえば、国籍。国籍を持つている人は、国籍があることが当然であり、日々の生活において国籍を意識することは稀である。一般的に国籍を意識するのは、せいぜい海外旅行の際に、出入国のチェックポイントでパスポートを提示するときぐらいだろうか。特に、日本のように

国境を接する国がない島国で生活し、また、観光目的ならほとんどビザなし渡航できる「世界一便利」な日本のパスポートを所持していると、国境の壁にぶち当たることもしなければ、国籍を疑問視するきっかけもまずない。ましてや、国籍を持たない人が存在することに気づくこともないであろう。

一般社会のみならず学術研究においても、無国籍者に関する研究はあまり行われてこなかった。法学が辛うじて無国籍の問題に触れているが、人類学や地域研究など、地域や人びとに密着し、もともと無国籍者の存在を掘り起こすことができそうな学問分野でさえ、無国籍者に多くの光を当ててこなかった。それは、人類学が、民族の文化や生活様式、アイデンティティなどに興味を持つ一方で、彼らの法的地位にはそれほど関心を持たずにきたためであろう。また、

地域研究に関して言えば、研究対象国・地域がまず先にありきであるため、国に所属しない、もしくは国々のはざまに在る無国籍者は、対象外となりがちであった。ここでは、国家を基本単位として物を見ることに慣れ親しんできた社会が、忘れてきた無国籍の人びとに注目したい。無国籍者は、どのような存在なのであるのか。なぜ発生するのであるのか。彼らはどのように暮らしているのだろうか。特定の国や地域に注目し、そこを理解するだけでは深い洞察を得られないグローバルな共通課題である無国籍者に光を当てることで、現代社会を反射程したい。

●無国籍者とは

無国籍者とは国籍のない人、どの国にも法的に国民として認められていない人をさす。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が二

〇〇七年に行った報告によると、世界には無国籍の人びとが、約一〇〇万人いると推計されている。

これまで筆者が無国籍者に対して行ってきたインタビュー調査から、彼らの法的な立場、身分証明、そして、それによって保障されている権利は、複雑多岐であることが明らかとなっている。パスポートやIDなど国籍が記されている身分証明との関係に注意を払いながら分類すると、無国籍者は以下の四つのタイプに分けることができる。

第一タイプ…無国籍であるが、居住国において合法的な在留資格（ビザ）をもつ人。

第二タイプ…A国の統計上「無国籍」とされているが、他国で国籍を与えられている人。

第三タイプ…IDに「A国籍」と分類されるが、当該「A国」では国籍を与えられていない人。

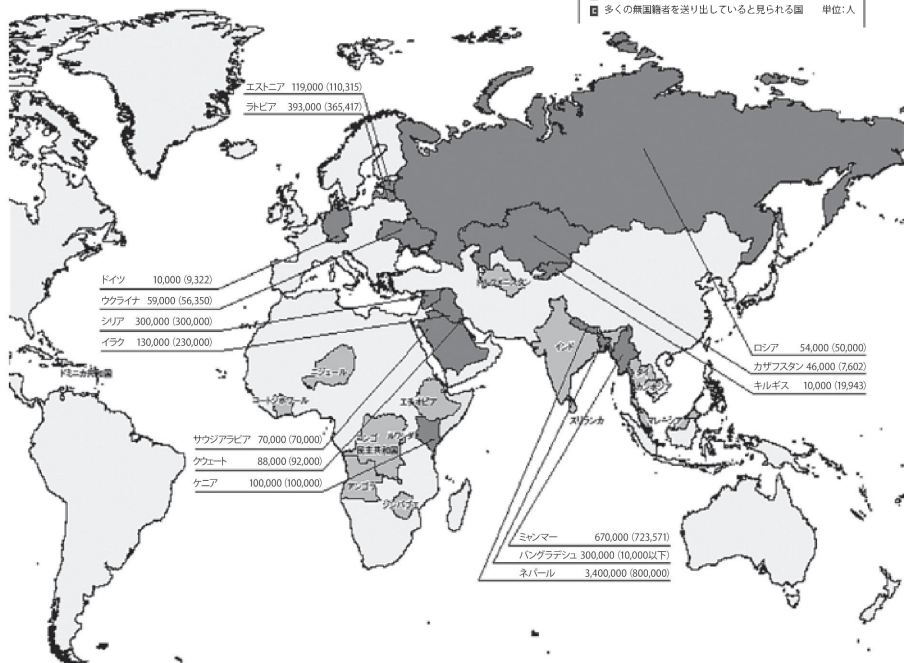
第四タイプ…どの国にも、合法的な在留資格を有しない人。

まずは、所在国において合法的な在留資格を有しているかどうかというのがキーポイントとなる。合法的な居住権がある無国籍者と、それが無い無国籍者では日常生活において享受できる権利、精神的安定に大きな差異がある。居住権がないものは「非合法」とい

図1 無国籍者の分布図

世界の無国籍者

※2006年UNHCR調査に基づく。()内は2008年の再集計結果。
■ 10,000人以上の無国籍者が確認されている国
□ 多くの無国籍者を送り出していると思われる国 単位:人



う立場上、「法を犯した人」として扱われ、実質的にも精神的にも厳しい境地に置かれている。

一方、合法的な居住権がある人は、通常の国民が有する権利を享受できるわけではないが、日常生活を送る上で特に目立った問題はない。しかし、海外渡航など、パスポートやIDの提示が必要な状況になると問題が浮上することがある。特に、上にあげた第二や第

三のタイプの場合、国によってその人の身分が違っていることから、混乱が生じやすい。一方、「無国籍」というIDを持つものは、一般の人びとはもちろん、公的機関の役人のなかにも無国籍者が存在すること自体知らない人がいるため、IDを提示した際、差別や問題に直面することがある。

個人の国籍は、多くの場合、各国が発行するパスポートやIDなどの身分証明書に依拠する。さらに、国の人口統計はこうした身分証明書をもとにすることが多い。

以上にあげた無国籍者の四つの類型からわかるように、各国が同一の個人に与えている国籍や身分に不一致があるという事実があること、そ

して、国々のはざまにおかれ、どの国にも登録されていない無国籍の人がいるという現実には注意を払う必要がある。無国籍者の存在は把握しにくく、正確な人数を算出することは、きわめて難しいのが分かるだろう。

● どうして無国籍となるのか？

無国籍者となる原因はさまざまである。大まかに整理すると、以下の理由があげられる。

まず第一に、国々の国籍法の不備や抵触があげられる。国境を越えた人の移動が活発化し、それともなう国々の法の交錯に、法制度が十分整備・対応しきれていない。そのため、法のはざまからこぼれ落ち無国籍になる人がいる。個人への国籍の付与は、おのこの国が制定しており、大きく血統主義と出生地主義に分かれている。かつて、沖縄に多くいたアメリカンと呼ばれる子どもたちは、父の国籍国であるアメリカの国籍法が出生地主義であり、母の国籍国である日本が父系血統主義であったため、日本で生まれた子どもはどちらの国籍も与えられず無国籍となった。一九八五年、日本の国籍法が父母両系血統主義に変更し、アメリカンの問題は改善された。しかし、各国間の法の隙間

は依然として残っている。

第二に、領土の所有権や主権の変更、外交関係の変動などにより、個人の国籍が変更、喪失するケースである。例えば、一九七二年、日本と中華人民共和国が国交を回復し、一方で中華民国(台湾)との外交関係を断絶した際、日本に在住していた中華民国国籍の華僑たちのなかに無国籍となった人びとがいた。ほかにも、イスラエルとシリアの国境地帯であるゴラン高原に暮らすドウルーズの多くが無国籍である。一九六七年に勃発した第三次中東戦争でイスラエルはこの村を占領し一九八一年に併合した。ドウルーズは、イスラエル国籍を取得することに戸惑いを覚え無国籍者となった。日本にいる朝鮮人も、彼らを取り巻く日朝関係の変動によって、実質的に無国籍となった人が少なからずいる。このように、国際関係に影響され無国籍となる人びとは少なくない。

第三に、行政的な手続きの問題、行政処理の不備や見落としにより無国籍となるケースである。例えば、個人が某国の国籍を取得する資格があっても、入手不可能な書類の要求、実行不可能な期限設定によって国籍が取得できなくなる可能性がある。また、行政処理の際、



サカイさん 85歳 無国籍と明記されたIDカードを持つ日系フィリピン人（筆者撮影）

国籍欄の記入漏れや記入ミスなどにより、無国籍者を発生させることもある。たとえば、日本では、超過滞在者が子を出産し、自分がオーバーステイしていることを発覚されるのを恐れ、子の出生届を出さないままにした結果、法的に存在していない無国籍児が多発している。また、タイの山岳部に暮らす少数民族は、国籍の概念がない、行政手続きの必要性を十分理解していない、もしくは役所までのアクセスが不便であるなどの理由で届け出たおらず無国籍となっている。ほかにも、フィリピンには、六〇年以上無国籍のまま暮らしている日系人がいる。戦前、多くの日本人がフィリピンに移住した。日本もフィリピンも父系血統主義であったため、日本人の父親から生まれた子は本来日本国籍を

取得する。しかし、フィリピンに在住していたため、日本の行政に出生届を出しておらず、戦後、子はフィリピンに残され無国籍のまま暮らしてきた。戦後六〇年を経た現在、戸籍を探しに日本に戻ってきた彼らが所持するフィリピン政府発行の身分証明書には、「国籍・無国籍 (stateless)」と明記されている。

第四に、人種や民族など政治的な意見による差別的習慣の結果、恣意的に国籍が剥奪され、無国籍者が発生することがある。個人がある国と強い繋がりを持つていても、人種的または民族的な差別により国籍を剥奪されることがある。わかりやすい例としては、ナチス時代のユダヤ人があげられる。「アンネの日記」で知られるアンネ・フランクも実は無国籍者であった。彼女をはじめとする多くのユダヤ人は、政治的・歴史的な背景のもと無国籍となっていた。このほか近年、注目されているのはビルマのアラカン地方に多く暮らしているロヒンギャの人びとである。イスラム教の少数民族であるロヒンギャは一九七八年、多数派仏教徒との対立が先鋭化し、ビルマ国籍を剥奪された。彼らは世界各地へ漂流し、庇護を求めている。

このほか、婚姻に関する法律の不備によって無国籍者が発生することもある。また、他の国籍を取得しないまま、元の国籍を放棄した場合も無国籍となる。具体的なかみでみると、日本国籍の帰化申請に際して、日本の国籍を取得する前に、まず元の国籍を放棄する必要がある。なかには、帰化が許可されると見られ、元の国籍を放棄したが、新しい国籍が与えられるまでの間に、交通違反など法を犯した結果、帰化が許可されなくなり無国籍になったというケースがある。

●無国籍の人びとの暮らし

無国籍者は、日常どのような暮らしをしているのだろうか。

在留資格を持つているか否かによつて、無国籍者の生活は生まれた直後から違ってくる。特に乳幼児の時期、在留資格を有する無国籍児の場合は、予防接種を受けることができる。その他、病院での治療も保険でまかなうことができる。一方、出生届が出されていない子や在留資格を持っていない無国籍児の場合、その存在自体が確認されていないことが多く、予防接種の情報を受けることさえもできなければ、健康保険もないため医療費はすべて自己負担となつて

しまう。病気やケガをしても病院で治療を受けないまま我慢し、思わぬ惨事に至ることもある。

次に、就学について見てゆきたい。在留資格の有無を問わず、日本の国籍を有さない子には、一部の地域をのぞき就学の通知は送られない。無国籍児が就学を希望する場合、受け入れるか否かは地域や学校の判断に任されている。在留資格のない子でも、学校に通っている子はいらる。高校や大学の進学に際しても、国籍の有無が障壁となることは稀であるようだ。カレンの人びとが集住しているタイ北部で調査を行った際、かつて、出生登録されていない無国籍児は、小学校で学ぶことはできたが、卒業証明が発行されないため進学の問題があったそうだ。近年は、こうした身分証明のない無国籍児の進学や生活問題を解決するため、法学者たちがNGOを結成し、子どもたち向けに自分の出生登録をするために必要な文書作成支援の教室を開設している。

無国籍者は、職を求めるとき、結婚するときなど人生の節目で「国籍がない」ということが理由で壁にぶちあたる。青年期にはアイデンティティの問題を抱えるケース、また、無国籍ゆえに物事が思うように進まないため自暴自

棄になるケースもある。

最後に、海外渡航と非常時の保護について見てゆきたい。無国籍者にとって、大きな問題は、海外渡航など移動が不自由であることだ。在留資格がない場合は、基本的に海外に渡ることが不可能である。なかには、そうした制限された状況を打開するため、偽パスポートを承知で入手し越境する人もいる。しかし、いったん海外に渡った後、不法入国者や不法滞在者となり、身柄を拘束され、強制送還されるにも無国籍ゆえに受け入れ国がなく、故郷にさえ戻れないという窮地に陥る人もいる。

一方、日本において在留資格を有している無国籍者の場合、「再入国許可書」という茶色い冊子型の旅券が発行される。しかし、再入国許可書があればどこにでも自由に渡航できるわけではない。渡航前に、目的国の在外公館であらかじめビザを申請し、一方、日本に戻るためにも再入国のビザをもらわないと出入国できない。ビザ申請に際し、無国籍者はしばしば厳しい審査がなされ、銀行残高や在職証明などさまざまな添付書類を求められる。渡航先においてビザに不備があった場合など、どの国にも入国できないという事態が発生することがある。筆者も、日

本に永住資格を有する無国籍者であったが、再入国ビザの期限が切れているとのことで日本に入国できないというえ、ほかのどの国にも入れず、国境のはさまに置き去りにされるという事態に陥った経験を持つ。

無国籍者は、海外渡航の際、ビザの有無やその期限など、さまざまなことに留意する必要があるため、精神的な負担が伴う。国籍を有する人びとのパスポートには、例えば「日本国民である本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する」という文言が書かれているが、無国籍者が所持する旅券には、こうした内容は書かれていない。よって、非常時には、一般の国民が享受できる外交保護を受けることはできない。

●無国籍者を通して、現代社会を反射程する

無国籍者に光を当てると、国々のずれ、隙間がはつきり見えてくる。現実の社会において、国籍がある人の権利と、無国籍者の権利を比較すると、無国籍者は明らかに差別を経験し、不都合な生活を送っている。それは、国籍があつてこそ人権が守られるという現実

であり、国籍を持たない無国籍者の人権はないがしろにされているということである。

グローバル社会といわれる現代。われわれはその一員として、この問題をどのように考えるのだろうか。こうした現実を看過してよいのだろうか。国籍は、なんのためにあるのか。国境はなぜ必要なのだろうか。国家や国籍、国境など、私たちは国家を枠組みに慣れ親しんできた。無国籍者が抱える問題は、一カ国、地域のみでは解決できない問題である。国境を越えて立ち現れる問題であり、国境、国籍が形成されたからこそ発生した問題といっても過言ではない。

グローバル化の時代、こうした問題の解決法を探るためにも、われわれには国家の枠組みを越えた視点と洞察力が求められている。無国籍者を通して、現代社会を反射程する研究が今後、より多くなされ、国籍を越えた新しいシステム作りが進められるべきではないか。そういった意味では、現地に密着する地域研究が、国の中枢やマジョリティーの研究だけではなく、国からマジョリナルな存在、国境地帯、国々のはさまにある地域、はさまにいる無国籍の人びともにも密着し、未来社会を構築する新しい架け橋になればと願う。

(チェン ティエンシ／国立民族学博物館・無国籍ネットワーク代表)

《参考文献》

Torpey, John, 2000, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press. 邦訳書にジョン・トービー著、藤川隆男訳『パスポートの発明―監視、シティズンシップ、国家』法政大学出版局、二〇〇八年。
陳天璽『無国籍』新潮社、二〇〇五年。
陳天璽編『忘れられた人々 日本の「無国籍」者』明石書店、二〇一〇年。



在日無国籍者が海外渡航の際に旅券として使用する再入国許可書（筆者所蔵）